

入間市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、入間市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 事後審査型入札の対象とする工事は、電子入札システムにより一般競争入札に付する工事で、事後審査型入札の対象とする工事として市長が指定したものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）入間市契約規則（平成14年入間市規則第31号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により入間市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。
- （4）入間市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- （5）開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。
- （6）公告日から落札決定までの期間に、入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年11月1日施行。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(7) 公告日から落札決定までの期間に、入間市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年8月1日施行）に基づく指名除外等の措置を受けていない者であること。

(8) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者格付
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値
- (3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値
- (4) 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (5) 一定基準を満たす同種又は類似工事の施工実績
- (6) 当該工事に配置予定の技術者
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項
(公告内容等の決定)

第4条 市長は、入間市工事請負業者等指名委員会に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 公告は、入間市公告式条例（昭和31年条例第3号）の規定により行うほか、入間市ホームページ又は電子入札システムにより掲載して行うものとする。

(設計図書等)

第6条 入札に参加するために必要となる設計図面、工事仕様書（金抜き設計書）、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、入間市ホームページ又は電子入札システムに掲載する。ただし、電子入札システムによる交付が困難な書類は、郵送等により貸与又は配布することができるものとする。この場合の貸与又は配布方法は、公告等において明示するものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、入間市ホームページ又は電子入札システムにより入札参加希望者に周知するものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第9条 事後審査型入札における入札保証金の納付は、免除するものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 入札参加者は、初度入札時に入札金額見積内訳書を提出するものとする。

(入札の執行)

第11条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、電子入札システムにより執行する。

2 入札に参加する者の数が1者の場合においても、入札を執行する。

3 入札の回数については、初度入札と再度入札を合わせて3回までとする。ただし、予定価格を事前公表した場合の入札の回数は1回とする。

(入札の辞退)

第12条 入札の辞退は、入間市公共工事等電子入札運用基準に基づき取り扱うものとする。

2 市長は、前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

第13条 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の取りやめ等)

第14条 市長は、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、落札者の決定を保留し、又は入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために市長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (5) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (6) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (7) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (8) 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札
- (9) 入札参加者がやむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札者の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (10) 前各号に定めるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札

(落札候補者の決定)

第16条 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低制限価格の110分の100以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。ただし、総合評価方式を適用した場合は、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの規定による。

(くじによる落札候補者の決定)

第17条 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。ただし、総合評価方式を適用した場合は、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの規定による。

(落札決定の保留)

第18条 市長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査する間、落札決

定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第19条 市長は、第16条又は第17条により落札候補者となった者に対し、速やかに連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、制限付一般競争入札参加資格等確認申請書に制限付一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）その他必要な資料を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（入間市の休日定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に持参により提出しなければならないものとする。

4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

5 前項の場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると市長が認めるときは、指名停止措置要領による措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第20条 市長は、参加資格の要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、その結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合は、その者がした入札を無効とし、改めて第16条及び第17条に基づき落札候補者を決定し、審査を行う。この場合において、落札候補者が参加資格を満たすことを確認できるまで同様に審査を行うものとする。

2 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。

3 参加資格の審査は前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

4 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定)

第21条 市長は、前条の審査の結果、参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

- 2 市長は、落札者から課税事業者届出書又は免税事業者届出書の提出を受けるものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれからこの届出書の提出を受けるものとする。
- 3 市長は、第1項の通知後、契約書（案）、入間市建設工事請負契約約款、設計図書その他契約に必要な書類を落札者に配付するものとする。
- 4 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの参加資格の要件を満たさなかったときは、当該落札候補者は、参加資格を満たさないものとする。

（入札参加資格不適格の通知及び理由の説明）

第22条 市長は、第20条の審査の結果、落札候補者が参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者が、入札参加資格を満たしていないとされた理由に不服があるときは、前項の通知の日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、市長に対して参加資格を満たされないとされた理由について説明を求めることができる。
- 3 参加資格を満たされないとされた者が前項の説明を求めるときは、書面を持参し、又は郵送することにより行うものとする。
- 4 市長は、第2項の説明を求められたときは、当該書面を受理した日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。
- 5 第2項の苦情の申出は、前条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

（契約保証金）

第23条 契約保証金の納付及び減免については、契約規則第26条から第28条まで及び入間市建設工事請負契約約款第4条の規定に基づくものとする。

- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書に基づきこれを還付するものとする。
- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

（議会の議決を要する契約）

第24条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決を条件に本契約を締結することを明記した工事請負仮契約書を取り交わすものとする。

- 2 本契約を締結することを市議会で否決された場合において生じた損害は、市及び契約の相手

方の双方とも一切請求することができない。

(契約の確定)

第25条 契約は、前条の場合を除き、市長と契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(雑則)

第26条 この要領に定めがない事項は、入間市公共工事等電子入札運用基準及び関連諸規程の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。